

**社会保険労務士に対する業務停止処分の取消しの訴えが訴えの利益を欠き不適法とされた事例**

【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所  
【裁判年月日】 平成30年2月22日  
【事件番号】 平成28年（行ウ）第19号  
【事件名】 懲戒処分取消請求事件  
【裁判結果】 一部棄却、一部却下  
【参照法令】 行政事件訴訟法9条1項、社会保険労務士法25条の3  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25549573

**事実の概要**

社会保険労務士（以下「社労士」という）であるX（原告）は、自身が経営する社労士事務所のウェブサイト内のブログで、社員に精神的ダメージを与えて解雇することを会社経営者らに推奨するような内容の記事等を掲載した（以下「本件ブログ掲載行為」という）。

愛知県社労士会は、平成27年12月28日付けで、Xに対し、本件ブログ掲載行為により同社労士会又は会員の名誉を著しく失墜させる行為があったと認められるとの理由で、愛知県社会保険労務士会会則及びその処分基準（以下「本件社労士会処分基準」という）に基づき、3年間の会員権停止処分及び退会勧告（以下「本件社労士会処分」という）をした。

また、厚生労働大臣は、社会保険労務士法（以下「社労士法」という）25条の4第1項に基づく聴聞を経た後、平成28年2月10日付けで、Xに対し、同法25条の3に基づき、本件ブログ掲載行為が同条所定の「この法律……に違反したとき」及び「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当することを理由として、3か月の業務停止処分（以下「本件処分」という）をした。なお、同大臣は、社労士の懲戒処分に係る内部的基準（以下「本件内部量定基準」という）を定めているが、公にはしていない。

そこで、Xは、同月12日、上記聴聞手続に違法があり、また、本件処分は過重なものであり違法である等と主張して、Y（被告・国）に対し、本件処分の取消しの訴えを提起し、後に国家賠償を求める訴えを追加した。

Xは、上記取消しの訴えとともに本件処分の執行停止を申し立て、名古屋地方裁判所は同月26日、第一審判決言渡し後30日が経過するまで停止するとの決定をしたが、Xは同年11月2日、執行停止申立てを取り下げた。

**判決の要旨**

一部棄却、一部却下。

**1 本件内部量定基準との関連**

(1) 「Xは、……平成28年2月12日から本件処分の執行を受け、その後、当裁判所が同月26日付けで本件執行停止決定をしたことによって、本件処分の効力が停止されたものの、同年11月2日、本件執行停止申立てを取り下げたことが認められ、これらの事情に照らせば、……本件処分の効果は、……平成29年1月17日の経過をもって、なくなったことが明らかである。」

(2) 「〔1〕社労士法その他の関係法令には、処分を受けたことを将来の処分の加重事由とするなどの不利益取扱いを認める規定は存在しないこと、〔2〕本件内部量定基準は、公表されていないため、行政手続法12条1項により定められ公にされている処分基準には該当しない上、その文言も、『なお、過去に懲戒事由に該当する不正行為を行っているなど別表に定める量定が適切でない」と認められる特段の事情がある場合には、社会保険労務士法……に規定する懲戒処分の範囲を限度として、量定を決することができるものとする。』というものであり、処分を受けたことが将来の処分の加重事由とされる期間やその加重の程度について具体的に定めておらず、過去に懲戒処分を受

けた場合を含めて、懲戒事由に該当する不正行為を行ったことが、情状として考慮されるという事実上の不利益を受ける可能性があることを注意的に定めたととどまると解されることに照らすと、社労士法 25 条の 3 に基づく懲戒処分の効果が期間の経過によりなくなった後においては、当該処分を受けた者について、『処分…の取消しによって回復すべき法律上の利益』があるとはいえない」。

「したがって、X が本件処分の取消しを求める訴えの利益は、本件処分の効果がなくなったことによって、失われたというべきである」。

## 2 本件社労士会処分基準との関連

(1) なお、「日本弁護士連合会の会則等は、少なくとも法令に準ずる性質を有すると解されるのに対し、社労士法上、社労士に対する懲戒処分は厚生労働大臣がするものとされ……、社労士会は、所属の社労士が社労士法等に違反するおそれがある場合に、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができるにとどまること……に鑑みると、本件会則及び本件社労士会処分基準は、日本弁護士連合会の会則等と同視することはできないというべきであるから」、最三小判昭 58・4・5 (判時 1077 号 50 頁。以下「昭和 58 年最判」という) は「本件とは事案を異にするというべきである。」

(2) 「本件社労士会処分は、本件処分がされる前にされたものであって、愛知県社労士会が、別件訴訟において、本件社労士会処分基準 2 条 3 号イ所定の『社会保険労務士法若しくは関係諸法令等に違反して行政庁の処分を受けたとき』にも該当する旨主張することにより、本件社労士会処分の効力を維持することができないのは明らかである」。

(3) 「会員権停止処分の期間としては 3 年間で最も長期であるところ、既に、……3 年間の会員権停止を内容とする本件社労士会処分がされている以上、愛知県社労士会が、……本件処分がされたことを捉えて、X に対し、……更に処分を行うおそれがあるとはいいい難い」。

(国家賠償訴訟に係る要旨は省略した。また、原告の表記を X に変更してある。)

## 判例の解説

### 一 問題の所在

本件処分は、執行停止により、途中、その効力が停止されたが、X による執行停止申立ての取下げにより、効力が復活し、執行停止期間の前後を通算して 3 か月の業務停止期間が経過した時点で、効力を失った (判決の要旨 1 (1))。したがって、本来的には、当該時点において本件処分の取消しを求める (狭義の) 訴えの利益 (以下単に「訴えの利益」という) は消滅する。

しかし、「処分……の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分……の取消しによつて回復すべき法律上の利益」(行訴 9 条 1 項かっこ書) がある場合には、なお訴えの利益は認められる (訴えの利益の「延長」<sup>1)</sup>)。

本件では、厚労大臣が懲戒処分の量定に過去の処分歴を考慮する旨を定める本件内部量定基準があり、また、同大臣による懲戒処分を受けたことを社労士会による懲戒処分の要件とする本件社労士会処分基準があることにより、本件処分を受けたこと (処分歴) が将来的な不利益の発生原因となることに鑑み、それを除去するために、なお本件処分の取消しを求める訴えの利益が認められるかが問題となっている。

### 二 訴えの利益の「延長」

訴えの利益の「延長」が認められる場合は、(A) 当該処分を取り消すと、原告に (処分の本来的効果とは別に) 何らかの法的利益が発生する場合と、(B) 当該処分を取り消さないと、原告に何らかの法的不利益が発生する場合とに大きく分けられる。

(A) の例としては、市議会議員に立候補したことで、もはや公務員 (郵政省職員) の地位を回復することはできなくなった後においても、免職処分を取り消すことでその間の給料請求権を得られる場合が挙げられる (最大判昭 40・4・28 民集 19 巻 3 号 721 頁参照)。

(B) について、処分歴との関連でこれまでの判例を整理すると、おおよそ以下①～③のようになる。

①処分歴と後の不利益取扱いをリンクさせうる法的仕組み<sup>2)</sup> があり、かつ、両者の間に確定性がある場合は、当該処分を取り消すことで得られ

る利益は「法律上の利益」であり、訴えの利益が認められる。例えば、自動車運転免許停止処分の停止期間経過後であっても、その後1年間は前歴者として「道路交通法上不利を受ける虞」があることから、その間は訴えの利益が認められた例が挙げられる（最三小判昭55・11・25民集34巻6号781頁参照）。

なお、上記リンクを定める直接的な根拠は、「法令」でなくてもよい。例えば、団体の内部規範である日本弁護士連合会会長選挙規程に、弁護士会による処分歴と「会長選挙における被選挙権を有しないという不利益」を確定的にリンクさせる定めがあることから、業務停止期間後も訴えの利益を認めた例がある（上記最三小判昭58・4・5参照）。また、最三小判平27・3・3（民集69巻2号143頁。以下「平成27年最判」という）では、行政規則であっても、行政手続法12条1項に基づき定められ「公にされている処分基準」に上記リンクが定められている場合は、「公平かつ平等な取扱いの要請」や「相手方の信頼の保護」の観点から、当該処分基準に従って裁量権を行使すべき「き束」性が生じることを根拠に、営業停止期間経過後も訴えの利益が認められている。なお、同判決は、「特段の事情」がある場合には、例外的に当該処分基準の定めと異なる取扱いをすることを許容しているから、後の不利益取扱いの「確定性」は、一切の例外を許さないものではなく、「特段の事情」による例外を認めるという意味での「高度の蓋然性」があれば足りる<sup>3)</sup>。

②処分歴と後の不利益取扱いをリンクさせうる法的仕組みはあるが、両者の間に確定性がない場合は、当該処分を取り消すことで得られる利益は「事実上の利益」であって、訴えの利益は認められない。例えば、将来、監督処分等を下す際、過去の処分歴が「情状」の一つとして考慮される可能性があるにとどまり、処分の確定的な加重要件となっていない場合、訴えの利益は認められない（最二小判昭55・1・25判時1008号136頁、甲府地判昭54・5・9行裁例集30巻5号981頁、新潟地判昭55・8・25行裁例集31巻8号1654頁、大阪地判平21・5・12判自323号83頁等）。

③処分歴と後の不利益取扱いをリンクさせうる法的仕組みがない場合は、当該処分を取り消すことで得られる利益は「事実上の利益」であって、訴えの利益は認められない。例えば、上記最三小

判昭55・11・25では、免許停止処分の記載のある免許証を所持することにより、「名誉、感情、信用等を損なう可能性」があるとしても、それは同処分がもたらす「事実上の効果」であるとして、訴えの利益が否定されている。

### 三 本判決の分析

#### 1 本件内部量定基準との関連

以上を踏まえて、本判決を見てみると、まず判決の要旨1(2)の〔1〕は、上記リンクが「法令」には明文をもって定められていないことをいうものである。

もっとも、上記二の通り、リンクを定める直接的な根拠は行政規則であってもよいことから、〔2〕では処分基準（行政規則）である本件内部量定基準に言及している。本判決が同所において、本件内部量定基準が「公にされている処分基準」に該当しないことをいう部分は、平成27年最判との事案の相違をいう趣旨と考えられる。たしかに、公にされていない処分基準が問題となっている本件に、同最判の射程は直接的には及ばない<sup>4)</sup>。また、同最判で示された考え方を実質的に参照するとしても、「相手方の信頼の保護」という観点からの「き束」性は、処分基準の公表を前提とすると考えられることから、やはり本件に同最判の考え方を直接及ぼすことはできない。しかし、「公平かつ平等な取扱いの要請」は、必ずしも処分基準の公表を前提としないとも考えられ<sup>5)</sup>、この点から本件内部量定基準の「き束」性に言及する余地はあったと考えられる。

とはいえ、「き束」性の有無は本件の結論を左右しない。〔2〕の後半で述べられている通り、本件内部量定基準では、処分歴と後の不利益取扱いを確定的にリンクさせる定めは置かれておらず、処分歴（厳密には、不正行為歴）を「情状」の一つとして、処分量定を決することが「できる」と定められているに過ぎないからである。したがって、本件は、上記（B）②の類型に該当するものであり、訴えの利益を否定した本判決は従来の判例動向に沿うものといえることができる。

もっとも、本件内部量定基準は、確定的なリンクを定めるものではないが、少なくとも処分時の考慮要素としては処分歴を明示しているのであって、規定上の手がかりが全くなく、処分歴が事実上考慮される可能性があるに過ぎない場合は、

リンクの蓋然性に微妙な差異があるとも考えられる。そもそも、無実の者であれば、将来の処分に際して「処分歴あり」として考慮されるいわれはないのであるから、そのような考慮の可能性を排除すべく訴えの利益を認めるという考えは、従来判例動向とは別に、成り立ちえよう<sup>6)</sup>。

## 2 本件社労士会処分基準との関連

Xは、本件内部量定基準との関連に加え、本件社労士会処分基準との関連でも訴えの利益が認められると主張している。すなわち、同基準には、厚労大臣による処分歴があることを要件として社労士会が処分しう旨の定めがあるため、Xが別件で提起している本件社労士会処分の取消し・無効確認を求める訴えにおいて、社労士会が同処分の処分理由を厚労大臣による処分歴に差し替え、同処分の適法性が維持される可能性があることをもって、訴えの利益があるというのである。

この点、本判決は、厚労大臣による処分の前に、名誉失墜行為を理由に本件社労士会処分がなされている本件では、そのような理由の差替えは認められがたいこと（理由の差替えにより処分の同一性が失われるためと考えられる<sup>7)</sup>）、また、既にXには最長期の処分がなされており、処分歴を根拠に再処分される可能性もないことから、上記主張は失当としている（判決の要旨2(2)・(3)）。

Xの主張を斥けるには、以上で十分と考えられるが、Xが昭和58年最判を援用し、団体の内部規範であっても「法律上の利益」（行訴9条1項）を認める根拠となりうると主張したことから、本判決は同最判との関係にも言及している（判決の要旨2(1)）。

その中で本判決は、昭和58年最判で問題となった日本弁護士連合会会長選挙規程は「法令に準ずる性質」<sup>8)</sup>を持つとする一方で、本件社労士会処分基準はそれと「同視することはできない」として、本件は昭和58年最判と事案を異にしている。これは、事案の相違の根拠を本件社労士会処分基準の「規範としての性質」に求め、それを理由に「法律上の利益」が認められないことをいうものと解される。

たしかに、本件社労士会処分は、弁護士会による懲戒処分のような行政処分ではなく、社労士法に基づく社労士会の注意勧告権限（社労士法25条の33）とも別の、社労士会の純然たる内部規律

によるものであり、本件社労士会処分基準もそのための内部規範である。しかし、団体内部の処分であっても、資格・地位や業務に影響を与える等、一般市民法秩序と直接関係を有するものであれば、それを争う訴訟は「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に当たり、かつ、司法審査の対象となると考えられる（大阪高判平26・2・27金判1470号30頁、東京地判平26・12・26判タ1421号277頁等参照）。したがって、一般化していえば、行政庁による処分歴と団体内部の処分を確定的にリンクさせる定めが団体の内部規範に定められている場合、行政庁による処分の取消訴訟において、処分歴により、将来、確定的に、資格や業務に直接影響を及ぼす内部的処分を受けうることをもって「法律上の利益」を認める余地はあるともいえそうである。それとも、行政上の法令に準ずるものともいえない団体の内部規範は、処分取消訴訟において「法律上の利益」を根拠づける規範とはならないのだろうか。

上記(B)①の類型において、リンクを定める規範の外延はどこまで及ぶかという問題が提起されている<sup>9)</sup>。

### ●注

- 1) 芝池義一『行政救済法講義〔第3版〕』（有斐閣、2006年）58頁参照。
- 2) 本稿にいう「処分歴と後の不利益取扱いをリンクさせる法的仕組み」がある場合は、処分歴があることを後の監督処分等の量定の加重要件として定める明文の規定がある場合だけでなく、監督処分等の根拠規定に処分歴についての明示の定めはないものの、その量定において、処分庁がその裁量権の行使として処分歴を考慮しうる場合も含む。
- 3) 常岡孝好「判解」民商151巻6号534頁参照。
- 4) 市原義孝「判解」曹時69巻6号106～107頁、庄村勇人「判例研究」名城ロー34号195頁参照。
- 5) 神戸地判平20・4・22判例集未登載（LEX/DB25420385）、高木光『行政法』（有斐閣、2015年）84～85頁、105頁、宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第6版〕』（有斐閣、2017年）298～299頁参照。
- 6) 桑原勇進「判解」法セ761号117頁参照。
- 7) 塩野宏『行政法Ⅱ 行政救済法〔第5版補訂版〕』（有斐閣、2013年）175頁以下参照。
- 8) 市原・前掲注4）曹時69巻6号110頁参照。
- 9) 田村悦一「判解」民商89巻4号570～571頁、金子正史「判解」判評326号197～198頁参照。